



## 新助手・助教を考える集会を開きました

8月25日(金)昼休みに生物資源科学部2号館で「新助手・助教を考える集会」を開催しました。13名の参加を得ました。集会では教員組織の再編を行うにいたった背景についての解説の後、それぞれの状況の紹介等の議論を行いました。

最終的に、この集会としては、

- \* 助教の職務内容の拡大、職責の重大化が野放図におこる危惧があるので、ガイドライン、上限を明確にする必要がある
- \* 新たな職責に対する待遇の改善分として全大教の新3級を求める(重点は措かない)
- \* 教務職員の一部にある高位号俸者の問題の解決を求めていく

の3点について確認を行いました。



## 新助手・助教問題に関する意見書を提出。団体交渉へ!!

組合では、8月25日に開催した集会を踏まえ、中央執行委員会における議論に基づき、8月30日に学長に対してこの問題に関する意見書を提出しました。

また、この問題は従来の助手、そして同時に教務職員の待遇に重大な影響を持ち、単に意見の提出にとどまることなく団体交渉が必要であると判断し、あわせて交渉を求める申し入れを行いました。

この問題の「最終結論を得る」とされている9月の教育研究評議会までに交渉を行う予定です。

※申し入れ書、意見書は裏面に掲載

## 全大教教研集会への参加を募集します

全大教第18回教研集会が下記の日程・テーマで開催されます。**組合では参加者を募集しています。**是非参加したいという方は組合ボックスまでご連絡ください。申し込み締め切りは**9月8日(金)**です。旅費は組合が負担します。応募者多数の場合は抽選で決めさせていただきますので、ご了承ください。

日程：9月22日(金)午後1時開会, 9月24日(日)午後1時閉会

会場：一橋大学東キャンパス内(東1号館・2号館) <http://www.hit-u.ac.jp/>

集会テーマ：法人移行3年目を迎えて - 大学・高専教育の現状と課題

分科会テーマ：A1. 大学教育問題, A2. 法人制度下における労働関係と組合の役割, A3. 大学における研究と財政問題, A4. 教育研究組織のあり方, B1. 過半数を目指す組織作りと組合のあり方, B2. 大学と地域社会, B3. 法人制度下における大学自治・自律的機能のあり方, B4. 「男女共同参画社会の実現」, B5. 図書館職員, B6. 事務職員, B7. 技術職員分科会, B8. 公立大学分科会, B9. 大学共同利用研究機構, B10. 附属学校, B11. 非常勤職員



2006 年8 月30 日

島根大学長  
本田雄一殿

島根大学職員組合  
中執行委員長 竹永三男

新教員組織に関する団体交渉申し入れ書

日頃より島根大学職員組合の活動にご理解を賜りありがとうございます。

さて、学校教育法、大学設置基準の改正をうけた本学における教員組織の改編に向けて、大学としての方針を9 月12 日開催の教育研究評議会で確定される方針であると聞いております。

当組合としては、別途、「新教員組織に関する意見書」を提出いたしました。

もとより、この問題は従来の助手の職にある者の労働条件にも深く関わり、また、あわせてこの機会に教務職員の職にある者の待遇の改善も行うべきであると考えております。

つきましては、下記のとおり団体交渉を申し入れますので、速やかに応諾頂くよう要請します。

記

1. 日時：9 月開催の教育研究評議会以前のいずれか1 時間程度
2. 場所：貴職において御指定ください
3. 交渉メンバー：

貴方については、この問題について決定権限をもつ役員の出席を求めます。

当方は、島根大学職員組合中央執行委員会役員および、この問題に関係を有する組合員10 名程度。

以上

2006 年8 月30 日

島根大学長  
本田雄一殿

島根大学職員組合  
中執行委員長竹永三男

新教員組織に関する意見書

日頃より島根大学職員組合の活動、意見にはご理解を賜りありがとうございます。

さて、学校教育法、大学設置基準の改正をうけた本学における教員組織の改編に向けて、大学としての方針を9 月12 日開催の教育研究評議会で確定される方針であると聞いております。

この問題は、法改正にともなう機械的な処理、と言うにとどまらず、今後の大学の教育研究組織の運営、運用の効率を左右する重大な課題です。当然、それをとおした学生サービスの質の変化にも直結します。現に関連する職種の職にある職員の職務内容、待遇にも重大な影響をあたえ、さらには改編以降に職につく職員の待遇等とおした大学の人材確保の成否にも波及します。

島根大学職員組合では、8 月25 日にこの問題に関する集会を開き、組合員、非組合員の意見を聞き、議論をいたしました。その上で、中央執行委員会の議を経て、下記の意見を提出いたします。

記

1. 新しい職である「助教」は、「将来大学教員等を志す者にとってキャリア・パスの第1 段階となる職」という位置づけ(中央教育審議会2005.1.28 答申)を尊重し、この趣旨が実質化されるよう、授業の担当、校務の役割分担について過度な負担がかからないよう、大学としてガイドラインを設け、学部等を指導すべきである。
2. 7 月10 日の教育研究評議会において学部持ち帰りとした「基本方針」の「助教を2 級とする」については、従来の助手の職務内容、責任からおおきな変更があることから、それにふさわしい給与の格付けがあたえられるようにすべきである。
3. 「基本方針」の「教務職員は現在のみとする」については、教務職員のポストの一部に存在する高位号俸者の問題に目をつぶったやり方であり、この際これを解決するために、本人の意向を尊重しつつ、教育職としては助教、新助手、一般職としては技術職等に配置すべきである。なお、その際、永年にわたって教育職(一)1 級に据え置かれている状況を考慮し、新しい配置での格付けについては特別措置が必要と考える。

なお、これらの意見に基づき、別途、労働組合としての団体交渉を申し入れますので、その際には誠実に交渉に応じて頂くようお願いいたします。

※紙面の都合上、中央執行委員会活動だよりはホームページに掲載します。農場だよりはお休みします。